確定申告書の 作成指導します

1月30日~2月2日 市役所で

> 問 市民税課(☎235・8594)

> > する申告や、

青色申告の相

失申告用

の申告書を使用

得のある方、分離課税用・

事 市

業・農業・不動産・譲渡

役所会場では、

営業等

談は行いません。

大和税務

ています。申告の方法など する「自書申告」を推進し を分かりやすく説明した冊 確定申告書を記入(作成) 「確定申告書の手引き」 務署では、

納税者本人

ジ内の また、

告書の作成 書作成コーナー」では、 利用ください。 「所得税の 国税庁ホームペ (検算も可) 確定申告 1 申

nta.go.jp)を参照してくだ ムページ た申告書はそのまま提出 (\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mathbf{\mt}\mtx}\\\m

告書作成 玉 H P

活 用

できます。詳しくは、同ホー できる上、 プリントアウ

を配布していますので、

申告書で提出できます

市では、年金受給者 または給与所得者で還 付申告者(医療費・住 宅借入金等特別控除や 年末未調整など)を対 象に、確定申告書の作 成指導を行います。

参するもの 分 (受付が200-~2月2日 -後へ)、 %制限を行います ▽会※混雑時は時間変更・ 市役所40会議室 受付日時 人を超えた場合 金 表1のとおり 13時~15時30 0 9時~11 1月30日灰 ▽ 持 ▽ 会

〔海老名みのり債・発行の概要〕

署で手続きしてください。

- 第1回海老名市公募公債 「海老名みのり債」
- 3億円(応募多数の場合は抽選) (2)発 行 総 額

●ご注意ください

- (3) \Box 4月27日金 行
- 応募期間 (4)2月15日困~3月16日匳
- 還 期 限 5年(満期一括償還) (5)
- (6)未定(条件決定日直前の国債の利回 りを勘案して決定)
- 発 行 対 象 (7) 市内在住・20歳以上の個人
- 1人300万円 購入限度額 (10万円単位で300万円まで)
 - 毎年4月27日・10月27日

大和税務署案内図

相鉄線(地下)

県税事務所

JA

警察署

※公共交通機関をご利用ください

大和税務署個人課税第一部門

(**☎**262 ⋅ 9240)

大和駅

小田急江ノ島が

線

至藤沢

- 利払い日 (=年2回、休日の場合は前日)
- スルガ銀行 (1億6000万円) (10) 取扱金融機関 横浜銀行(1億4000万円)

至

海老名

応募受付を開始します。こ 場公募債 を発行し、 「海老名みの 2月15日に り

ともに、 政への参加意識の高揚を

地 市民のみなさんの 方分権に伴 13 市

初の住民参

加

れ

責は、

行を将来への投資と考え、 なお、お預かりした資金って、名づけたものです。 市 のある都市になるように願 この名称は、 が、より一層 公共施設の整備に役 「みのり」 方債の発 金

号などでお知らせします。 本紙2月15日号・3月1日 235 8 4

至横

あなたのフィールドへ。海老名市

2 月 15 目 応 募受付開

図ることを目的としていま

事業」に活用します。 備 てることとし、 ※応募方法等の詳細 (小田急・ 海 老名駅自· 相鉄駅舎部) 今回 由 は、

日の発行

〔表1〕作成指導に持参するもの

- 1印鑑
- ②源泉徴収票 (原本)
- ③社会保険料の年間納入額(国民年金は納付証明の添付が必要) ④生命・損害保険など各種控除証明書(年末調整分を除く)

ブリントアウト

- ⑤医療費控除の場合
- …領収書(あらかじめ集計したもの) と高額療養費、分 べん費など医療費の補てんを受けた金額の分かるもの ⑥住宅借入金等特別控除の場合
 - …土地、建物の登記簿謄本・抄本(登記事項証明書) 請負や売買契約書の写し、住民票(今年1月1日以降発 行)、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書。 増改築等の場合は、建築確認通知書の写しもしくは検 査済証の写し、または建築士から交付を受けた増改築 等工事証明書
- ⑦申告者自身の銀行口座番号
- ⑧申告書が郵送された方は、その用紙
- ⑨筆記用具、計算用具

和

務

署で

は

18日・25日日

と申告書の受付を行います

寅

話による相談は行いません)

日とも、 申告相

所得税の申告期間は2月16日~3月15日

所得税関係の用紙 (2)申告用紙 申告の用紙は税務 申告の用紙は税務 能で、 税課 月下旬から市 窓口でも入手

の「時間外文書収受箱」は、税務署入口に設置間外に提出する場合なお、閉署日と、時 提出や、 でご注意ください。 市役所への郵送による に投函してください。 申告期間以外

……用紙は1月下旬から市役所でも配布

·消費稅(個人事 所得税…2月16 4月2日月 8567大和市中央5 -14-22) へ。 -22) へ。 、直接または郵送で申告書などの提出

日金~3月15日木

 ∇

告期

業者) まで

 ∇

肵 消費 も 税 税

所得税の還付申告 大和税務署で受付中

大和税務署では、今月から給与所得者 や年金受給者で、医療費控除・住宅借入 金等特別控除などを受ける方や、昨年会 社を中途退職し年末調整をしていない方 などを対象に、還付申告を受け付けてい ます。2月16日 量からの確定申告期間中 は大変混雑しますので、お早めに。

(1) 医療費控除

本人または家族の病気治療や出産などに支払った1 年間の医療費の総額から、保険や給付金などで補て んされる額を差し引いた金額が10万円(所得が200万 円未満の場合は所得の5%)を超えたときは、その超 えた額が医療費控除額となります(限度額200万 円)。これを諸控除(扶養控除など)に加算して、 所得税額を算出し、年末調整等された所得税額との 差額がある場合は、還付されます。

(2) 住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用した住宅の購入や、増改築 などをした場合で、一定の要件を満たしたときは、 居住した年から10年間、税額控除が受けられます。

これは、銀行などの金融機関や住宅金融公庫など の公的機関から借り入れた住宅ローンの年末残高に 応じた額が、所得税額から控除され、税額が軽減さ れるものです。なお、この控除は19年度の市・県民税 には適用されません。

(1)・(2)とも詳細は、税務署へご相談ください。

問(=問い合わせ先)の電話番号は各部署への直通電話の番号です